

事 務 連 絡  
令和5年2月24日

各 位

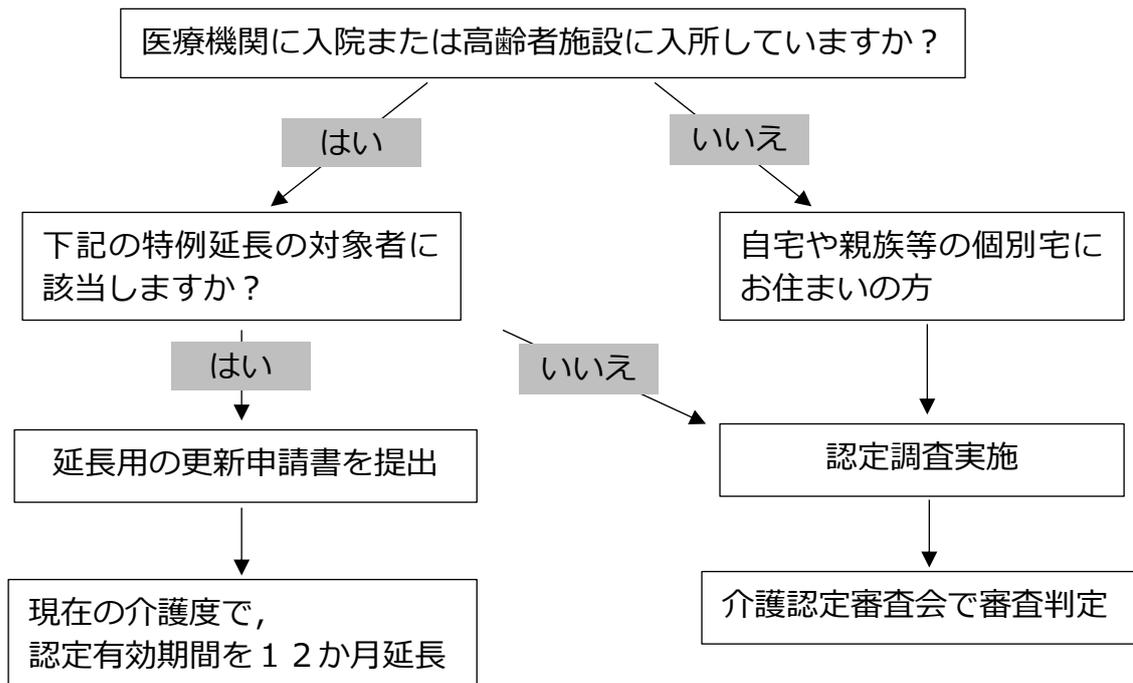
鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大に係る要介護認定の臨時的取扱いの  
特例延長について（通知）

平素は、介護保険業務に格別な御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本課では、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡による介護保険最新情報VOL.1106「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」（令和4年10月14日）に従い、令和5年4月1日以降に認定有効期間の満了を迎える方について、新型コロナウイルス感染拡大に係る要介護認定の臨時的取扱いを終了することとしていました。

しかし、令和2年度から要介護認定の臨時的取扱いを進めてきた結果、今後、更新申請を迎える対象者が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の皆さんに委託できる調査件数を大きく超えていること、また、圏域の医療機関、入所施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした面会者の受け入れ状況等から、裏面の通り一部取扱いを変更いたします。



#### 【特例延長の内容】

原則、認定有効期間を12か月延長しますので、更新申請書のみ提出をお願いいたします。介護度は、現在と同じ介護度を引き継ぎます。

#### 【臨時的取扱いの特例延長の対象者】

更新申請時に、次の2つの条件を満たした方

- ① 現認定有効期間が令和6年3月31日までに満了を迎える方
- ② 更新申請時に医療機関に入院、または次の高齢者施設に入所されている方

#### 《対象の高齢者施設》

- 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）
- 老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 認知症対応型共同生活介護
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅

※ショートステイ（ロング含む）は対象外とします。

申請手続きにつきましては、現在、お越しの医療機関、高齢者施設の職員へご相談ください。

なお、更新申請の時期にあたり、認定調査、主治医意見書の作成を必要とされる方、また、希望される方については、介護申請、区分変更申請として申請いただきますようお願いいたします。

鈴鹿亀山地区広域連合  
介護保険課 認定グループ  
電話：059-369-3203  
FAX：059-369-3202